

## 公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会について

### 1. 開催趣旨

令和2年6月、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）が成立し、事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等が義務付けられることとされた。同法においては、具体的な義務の内容は指針で定めることとされている。

その内容については、内部通報体制の実効性の向上につながるよう、様々な立場の有識者等の意見も踏まえて検討する必要があることから、消費者庁において、「公益通報者保護法に基づく指針等に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、令和3年春頃を目途に結論を得る。

### 2. 主な検討事項

改正後の公益通報者保護法第11条第4項の規定に基づく指針の内容 等

### 3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。

### 4. 事務局

検討会の庶務は、消費者庁消費者制度課において処理する。